



2022年7月19日

各 位

会 社 名 株式会社デジタルハーツホールディングス
 代表取締役社長 CEO 二 宮 康 真
 代表者名 (コード番号：3676 東証プライム)
 取締役副社長 CFO 筑 紫 敏 矢
 問合せ先 (T E L : 0 3 - 3 3 7 3 - 0 0 8 1)

行使価額修正条項付き第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に係る 払込完了に関するお知らせ

当社は、2022年6月30日付の取締役会において決議いたしました、BofA証券株式会社（以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当てによるコミットメント条項付き第7回新株予約権及び行使価額将来設定型第8回新株予約権（以下、それぞれを「第7回新株予約権」及び「第8回新株予約権」といい、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2022年7月19日、本新株予約権に係る発行価額の総額（11,468,370円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2022年6月30日付で公表いたしました「自己株式を活用した行使価額修正条項付き第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2022年7月19日
(2) 発行新株予約権数	2,388個 第7回新株予約権：1,194個 第8回新株予約権：1,194個
(3) 発 行 価 額	総額 11,468,370円 第7回新株予約権：新株予約権1個当たり 8,303円（総額 9,913,782円） 第8回新株予約権：新株予約権1個当たり 1,302円（総額 1,554,588円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：2,388,000株（本新株予約権1個当たり1,000株） 第7回新株予約権：1,194,000株 第8回新株予約権：1,194,000株 第7回新株予約権の行使に際して交付する株式において、当社は保有する自己株式（2,260,031株（2022年6月29日現在））のうち1,194,000株を活用する予定です。
(5) 資 金 調 達 の 額	4,244,556,370円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び行使 価額の修正条件	当初行使価額 第7回新株予約権：1,776円 第8回新株予約権：1,776円 但し、第7回新株予約権の行使価額は、第7回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）の92%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。 また、第8回新株予約権の行使価額は、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の終値の100%に相当する金額に修正されます（行使価額の将来設定）。但し、

	修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。なお、上記にかかわらず、当社又はその企業集団に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項及び第 167 条第 2 項に定める事実を含みますがこれらに限られません。）が存在する場合には、当社は、上記行使価額の修正を行うことができません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 先	BofA 証券株式会社
(9) そ の 他	<p>当社は、BofA 証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当て契約において、以下の内容が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による第 7 回新株予約権の行使の指定（第 8 回新株予約権については、行使の指定に関する規定はありません。） ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 割当先による本新株予約権の取得に係る請求 ・ 当社が、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること <p>なお、本第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記の割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以 上